



# 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

（宮崎労働局長登録教習機関 登録有効期間：2029年3月30日）

## 1. 講習内容

建築物石綿含有建材調査者は、建築物における石綿使用の有無を事前調査するための資格です。

令和2年7月に石綿障害予防規則等が改正され、令和5年10月から、建物の解体・改修工事を行う際には、建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務化されました。

建築物石綿含有建材調査者になるには、所定の講習を受講することに加え、修了考査に合格する必要があります。

当協会では、一般建築物石綿含有建材調査者講習を開催いたします。本講習を受講し、修了考査（筆記試験）に合格した方には、修了証を交付し、調査者として資格が付与されます。

## 2. 受講資格及び必要書類

本講習を受講するためには、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしていないと受講できません。

コード	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書 及び 実務経験証明欄
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限る、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明欄
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して、5年以上の実務の経験を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明欄
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明欄
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法別表第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明欄
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明欄
(10)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記に示す登録証写し及び実務経験証明欄

(注)上表(2)から(6)までに規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

### 3. 講習日程・会場・申込先及び振込先

#### ※申込先 宮崎労働基準協会

〒880-0024 宮崎市祇園 3-1 矢野産業祇園ビル

TEL 0985-25-1853 FAX 0985-28-9080 **振込は各支部の口座にお願いします。**

開催地区	日程	会場	駐車場	定員
宮崎	令和6年 8/29(木)~30(金) 10/22(火)~23(水)	学科 宮崎労働基準協会 矢野産業祇園ビル講習会場 (宮崎市祇園3-1)	有	80名
	振込先	宮崎支部	宮崎銀行 橋通支店 (普通)1233136 (名義人)宮崎労働基準協会宮崎支部長	

※日程は都合により変更する場合があります。遅刻者は理由を問わず受講できません。

※詳細は申込受付後に送付する受講票・カリキュラムでご確認ください。

### 4. 講習費用

(注)申込み締切後の受講料は、払い戻しいたしません。

受講料・テキスト代(税込合計金額)

- (1)免除なし 会員 38,280円(10%税 3,480円込)  
一般 40,480円(10%税 3,680円込)
- (2)免除あり 会員 36,080円(10%税 3,280円込)  
一般 38,280円(10%税 3,480円込)

次の項目に該当する方は、金額免除(免除あり)で受講できますので、修了証(写)を添付のうえお申し込みください。

石綿作業主任者技能講習を修了した者

※当協会では、すべての科目を受講いただき、すべての科目の修了考査を受験していただきます。

### 5. 申込方法

(注)申込みは開催日の1カ月前(土日祝日の場合はその翌日となります)から受け付けます。また、申込みの締切りは、開催日の3営業日前まで(郵送の場合は必着)ですが、定員になり次第終了となることもありますので、ご了承ください。

#### (1)窓口で申し込みの場合

申込書に必要事項を記入し、裏面に本人確認書類を貼付して宮崎本部へお申し込みください。申込受付の確認後、受講料とテキスト代を開催日の**3営業日前まで**に開催支部にご入金ください。

#### (2)郵送又はFAXで申し込みの場合

申込書に必要事項を記入し、裏面に本人確認書類を貼付して宮崎本部へ郵送又はFAXで送信してください。申込受付の確認後、受講料とテキスト代を開催日の**3営業日前まで**に開催支部の口座にお振り込みください。(現金書留による送金でも差し支えありません。その場合3営業日前までに必着)

なお、期日までにご入金がない場合、自動的に「キャンセル」となりますのでご注意ください。

(開催日の1カ月前から受付開始)

申込書提出 ⇒ 受付の確認 ⇒ 当協会より受講票等が届く ⇒ ご入金(開催日の3営業日前まで)

※受講票等が届かない場合は当協会(0985-25-1853)へお問合せください。

## 6. 講習科目等

---

- (1) 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1
- (2) 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2
- (3) 石綿含有建材の建築図面調査
- (4) 現場調査の実際と留意点
- (5) 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
- (6) 修了考査(筆記試験)

## 7. 修了証

---

全科目を受講して修了考査に合格された方には、「建築物石綿含有建材調査者修了証」を郵送により交付します。

※不合格の方には、「受講証明書」を交付します。「受講証明書」は、修了考査を再受験する際に必ず必要となる書類です。有効期限内に当協会で行われる修了考査再試験日であれば再受験することができます(当協会の講習を受講された方に限ります)。

【合否の基準】修了考査試験の得点が、満点の60%以上をもって合格となります。

## 8. その他

---

(1) 申込書は、当協会の各支部に備えてあります。

当協会のホームページからもダウンロード(印刷)できますので、ご利用ください。

(2) 受講当日に「テキスト」をお渡しします。

# 宛名用紙(ご利用ください)

この部分を切り取り封筒の表に貼ってください

切り取り線

8 8 0 0 0 2 4

宮崎市祇園3-1 矢野産業祇園ビル  
宮崎労働基準協会 行

切り取り線

①希望講習名(建築物石綿含有建材調査者(一般))

②受講日( 年 月 日~)

該当の地区を○で囲んでください

③開催地区(宮崎 )

申込書在中